

神奈川県私立高校生等奨学給付金【通常給付】のお知らせ

- ・ 神奈川県では、私立高校生等の保護者（※）の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「神奈川県私立高校生等奨学給付金」を支給しています。
 - ・ この制度は、授業料の負担を軽減する「高等学校等就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。
- （※）保護者は原則、親権を持つ父母2名（ひとり親世帯の場合は親権を持つ父又は母1名）を指します。

1 給付対象者 ＜次の要件をすべて満たす世帯＞ ※令和8年度新入生の留学生は給付対象外です。

- ① **令和8年7月1日現在、保護者が神奈川県内に在住していること**
 - 保護者が1人でも海外在住の場合は支給対象外となります。
- ② **生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）又は保護者等全員の令和8年度の県民税・市町村民税所得割額（以下「住民税所得割額」という。）の合計額が0円（非課税）から182,500円未満の世帯であること。**
 - 令和8年7月1日現在、生活保護世帯であること。
 - 保護者全員の令和8年度の住民税所得割額の合計額が0円（非課税）から182,500円未満の世帯であること。
 - ・ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
 - ・ 生徒が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所している者又は里親に養育されている者等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- ③ **令和8年7月1日現在、生徒が私立高等学校等（※）に在学していること**
 - 生徒が就学支援金、高校生等・新修学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有していることが必要です。（国籍、在留資格の要件あり。要件は下段(1)～(7)を参照）
 - （※） 私立中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）等を含みます。

※ **高校生1人ごとに申請が必要です。世帯に高校生等が複数いる場合は、全員分御提出ください。**

2 支給単価 ＜世帯区分及び在学する学校の課程により支給単価が異なります＞

○ 対象となる高校生等1人当たりの支給単価（年額）

世帯区分	要件	全日制定時制	通信制
①生活保護世帯	7月1日時点で生業扶助を受給	52,600円	
②住民税非課税世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計額が0円（①を除く）	152,000円	52,100円
③年収270～380万円相当の世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計額が105,500円未満（①②を除く）	50,670円	17,370円
④年収380～490万円相当の世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計額が182,500円未満（①～③を除く）	38,000円	13,030円

○以下の国籍等に該当しない場合は、①生活保護世帯又は②住民税非課税世帯のみが給付対象です。

国籍、在留資格

- (1) 日本国籍を有する者 (2) 特別永住者 (3) 永住者 (4) 日本人の配偶者等 (5) 永住者の配偶者等
(6) 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 (7) 家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

3 提出期限・提出先 <提出期限後は申請を受付できません>

- 提出期限 **令和8年7月1日（水）～11月6日（金）まで**
- 提出先 **法人事務局（中学高等学校西校舎 4F）**

〒231-8653 横浜市中区山手町 88 番地
TEL 045-662-7037

・申請書類等、詳細な資料は学園ホームページ掲載及び法人事務局で配布しております。

4 支給時期

令和8年10月中旬頃～令和9年3月下旬頃を予定しています。

- ・申請された時期により支給時期は異なります。
- ・申請時に指定いただいた口座に神奈川県から直接振り込みます。
- ・支給に先立ち、支給決定通知書又は不支給決定通知書を神奈川県から送付します。

5 提出書類 <提出前に漏れがないことを十分に確認してください>

(1) 全世帯共通

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書（第1号様式）
- ② 国籍、在留資格等証明書類
- ③ 振込先登録用紙（第2号様式）
- ④（該当者のみ）委任状（未済用）
 - ・授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がある場合にのみ添付
- ⑤（該当者のみ）委任状（権限委譲用）
 - ・保護者又は対象となる高校生等の口座以外（祖父母の口座等）を振込先に指定する場合にのみ添付

(2) 生活保護世帯の方

- (1)の書類に加えて、令和8年7月1日現在、**生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる次の①②の証明書のうちいずれかを提出してください。**
 - ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第3号様式）
 - ② 生活保護受給証明書（写し可）

<重要！> 生活保護受給証明書の発行を福祉事務所で依頼する際の留意点
必ず、「**生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書**」を発行するよう依頼してください。

(3) 住民税所得割額の合計額が0円（非課税）の世帯から182,500円未満の世帯の方

- (1)の書類に加えて保護者全員分の、**令和8年度市町村民税・県民税（非）課税証明書（写し可）**を提出してください。